

令和元年第2回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和元年 6月11日

招集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員 長	中村美穂	副委員長	竹中 悟
委員	松林 敏	委員	安部 都
委員	岩永政則	委員	堤 理志
委員	吉岡清彦		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 富永正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 日名子 達也

(土木管理課)

課長 中尾盛雄 課長補佐 田中廣幸

係長 山下泰明 係長 濱中 章

教育次長 森川寛子

(生涯学習課)

課長 青田浩二 課長補佐 和田久美子

係長 日高拓郎

生活福祉部長 中島敏純

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり 課長補佐 北野靖之

健康保険部長 辻田正行

(健康保険課)

課長 志田純子

(介護保険課)

課 長 堀 池 英 二

参 事 中 村 幸 子

本日の委員会に付した案件

議案第53号 長与町都市公園条例の一部を改正する条例

議案第50号 長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例

議案第51号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第52号 長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第54号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

議案第55号 長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

所管事務調査 中尾城公園スパイラルスライダーの現状と今後の取組

所管事務調査 口腔ケアと健康づくり

開 会 9時30分

閉 会 12時01分

○委員長（中村美穂委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。

令和元年第2回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

おはようございます。それでは議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。こちらの条例につきましては、町長が提案理由で申し上げたとおり消費税法の一部改正に伴います使用料等の改正でございます。内容につきましては、売店等の設置に関する使用料のほか、個別においては天満宮公園グラウンド以下各施設の使用料等を改めるものであります。別表がありますが、詳細につきましては先程お渡しした新旧対照表のとおりとなっております。以上ですが、簡単に説明という形でさせていただきたいと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

なお、資料は中ほどの4枚目が、都市公園条例の一部を改正する条例ということになっているようですので、そちらも参照の上、質疑をお願いいたします。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

改めて聞きますが、売店というのが、事務所内などにある売店もでしょうし、イベントをするときに出店などテントを張ってする。テント1枚とか半分とかありますけれども、その分も売店に入るわけですか。そこの部分を確認を、よろしく願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この分については、常設の売店を計上しております。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では、川まつりとかフェスタとか、そういう場合には無料でやっていいということになるわけですか。今の説明からすると、常設ということですから建物中、あるいは店舗構えたとかいう形になるわけですが、その部分、イベントのときにする出店のよう

なもので、そのときのあり方は無料でいいのか、ちょっとそこのところをお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

説明不足ですみません。常設の場合には、上の公園施設を管理する場合には、仮設や短期間の場合には下の都市公園の別表の中から取っていくという形になります。

以上です。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長、もう少し詳しく説明をいいでしょうか。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

1枚目を御覧ください。3番の2条第1項（2）掲げる行為をする場合の使用料と書いております。こちらの中の都市公園名と書かれている部分の右側の方に、「行商、募金その他これらに類するもの」という形で全てこちらの方で、あとは施設によって縦線で分かれていくという形になります。この行商に当たろうかと思えます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

2、3年前、都市公園関係が特に問題になったんですが、施設の使用料の値上げがございましたね。請願まであって、いろいろこうしてきたわけですけども、2、3日前の一般質問の中でも町長が答弁したのが、使用料改定を要するに議員にまで影響を与えないようにということを含めて、報酬の値上げを町長も副町長、教育長は提案しなかったというような答弁を、最後の質問に対してしておりましたが、それだけよく考えていたのだなというふうに思ったんですが、今回の全体的な法改正でありますから、理解できますけれども、そういう過去の経緯を反省するなら、特に反発があったのが、今上がっている教育委員会の施設、あるいは都市公園の関係に関連をしていたんですが、今回そういう反省の上に立って、10%についてはこれについては見送っていいんじゃないかというような、そういう議論は町内ではあってなかったでしたか。

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

今回の使用料の改正につきましては消費税分というところで、消費税については国の方からも適切に転嫁をするようにという通達が来ておりますので、それに従って今回使用料の改正をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今の次長の答弁もよく分かりますね。前提としてよく分かっているつもりで今発言しているのですが、だから、そういう過去の使用料の改定を本当に反省をされていたようなんですよ、町長も。だから、自分たちの報酬は上げないというようなことまで言われて、議員だけには迷惑かけられないので提案したら否決になったわけですね。行政判断が間違いと私は思っていますが。ただ、こういう法的なものであったにしても、今現在、時津は、消費税に係る議案は提案をされてないようじゃないですか。だから、その経過は水道関係で聞きましたが、そういう反省の上に立ってある部分ある部分を、消費税を上げずに、それに対応するという方法は何ら違法ではないわけです。だから、それをするかしないかの政治的判断もあるわけですね。だから、都市公園等については特に使用料も上げたので、あれだけの反発を受けたわけですから、いまだに反発があるわけですね。そういうことから、配慮していくべきじゃなかろうかという理事者の判断もあってしかるべきではないかというふうにも思います。何らその辺りは、上げなくてもいいのではないかという話はありませんでしたか。

○委員長（中村美穂委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

時津町の分なんですけど、先月、時津の課長とお話をしたところ、消費税分の値上げ分は上げるということでお話は伺っております。上げる時期につきましては確認は取れておりません。あと西海市の方も上げるということで確認は取っております。そうした中で、消費税は前回5%から8%に上げたときと同様に、今回も8%から10%分を使用料に転嫁するというので、庁舎内でもそういう話で今まで進んできました。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今、質問したのが理事者のそういう町長の反省から、今回この都市公園については非常に反発があるから、今回止めとかなないとというような話はありませんでしたか、ということなんです。無かったなら無かったで結構です。答弁をしてください。

○委員長（中村美穂委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

申し訳ありませんでした。この消費税に関する議案の提案というところで、部長会議で話し合った結果、今回6月議会に提出しようということで決まりましたので、その部長会議の中で、話し合いがなされた結果こういう結果になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

私が聞いているのは、部長会や担当者会とかいうそういうものを聞いてないんですね。全体的に上げるようになるんですよという話の中から、最終的な決裁を町長はするわけですね。部長会が最終的な決定じゃないわけですよ。これは町長が判断で提案をしているわけですからね。だから、その段階協議の中で、理事者から特に都市公園関係については、そういう過去の経緯もあるので反省もしているの、今回は見送った方がいいのではないかというような話はありませんでしたかと。それを今聞いているわけです。

○委員長（中村美穂委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

あっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

先程の答弁のとおり、部長会議でこの分、公民館なども合わせところで、消費税については今回10月に合わせて、今回6月に上程をしたいということでございます。ほかの市町につきましては、先程、青田課長が答弁のとおり6月には上げてないというのが実情でございます。しかしながら長与としては、やはり住民の方々へのお知らせ、周知とそれをやはり早目にしたいということで、今回、第2回定例会の方に上程をさせていただいたということでございます。理事者の判断ということでございますが、こちらの担当者の方で、所管の方で、やはり6月に上げるべきいうところで決裁をいただいたというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6ページで、トレーニングスペースが電灯使用料1面1時間50円ということで、施設使用料自体はトレーニングスペースは町民は1面1時間50円と、これが電灯を使わずに施設だけ使うということがあれば50円で、電灯使用して施設使用すると100円となりますよね。そうなってくると110円もらわなくてはいけないんじゃないかなとか、そういうことも考えるんですけどいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ここにお示ししてるのは1時間単価ということで、それは50円50円の別々ということで、合わせても100円ということになっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

では、セットにはせずに、別々50円50円で計上するというでいいんですね。分かりました。減免というのは、これも適用されますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

減免は、施行規則の方で謳っておりますが、そちらの方で使用料を減免する場合において、減免後の1時間当たりの最低額は50円とするということにしておりますので、こちらの方は減免はありません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

減免無しということなので、電灯使用して施設使用すると1時間当たり100円取られると。1時間110円としてもらった方が、実際減免対象の方は50円で済むじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

今の質問の意味、分かりますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

まず、ほかの施設使用料というものもありますので、そういった場合に、ほかの施設というのも合算ということになります。全部の施設を平等にしないといけないので、ここだけ合算にするというのはちょっと難しいかと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。この条例改正は消費税率を8%から10%へ引き上げるという国の方針に基

づいて現行の料金を引き上げる内容であります。私は地方議会から国に対して消費税の増税はすべきでない、という意見を上げることが重要というふうに考え、反対するものであります。今、各報道機関の世論調査などを見ても、大方の調査によりますと、約半数近く、50%程度の反対の意見が出されております。また、安倍首相のブレーンとして内閣官房参与を務めていた方も、今の経済情勢、財政状況の中で、消費税の増税を行うとデフレ脱却が不可能となり、深刻な日本経済へのダメージとなると警鐘を鳴らしていらっしゃいます。この間、消費税が導入され22年が経過をいたしておりますが、この22年間で総額224兆円の消費税の税収がっております。この全く同じ22年間の同時期、法人3税の減税、これが208兆円行われております。消費税は社会保障を賄うため、充実させるため、少子化高齢化のためということで導入されていすけれども、こうした比較を見ても、実態としては法人税減税による減収分の補填に使われていたということが実態だというふうに思っております。財源が足りないということであれば、私は本来、国においてアベノミクスで利益を上げた企業であるとか、大株主であるとかそういった方々に応分の負担を求めるとことが先決であろうというふうに思います。今こうした中で、立憲民主党や国民民主党、私たち日本共産党、社会民主党、社会保障を建て直す国民会議、こうした野党各派が、今、共通政策を発表いたしました。その中には2019年10月に予定されております消費税の引き上げを中止し、所得、資産、法人の総合的な税制を公平化を図るべきだと、そういう政策を今打ち出して消費税は上げるべきでないという立場で立っております。そうした点も含めて、この条例の改正を認めるというわけにはまいりませんので、反対いたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等の条例の一部を改正する条例。議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。議案第52号

長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例。議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議案といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び石採取料徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。こちらの条例につきましても先程と同様に消費税法の一部改正に伴います占用料等の改正でございます。詳細につきましては、第6条第2項にあります100分の8を100分の10に改めるものであります。

続きまして、議案第51号長与町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につきましても条件については同様で、消費税法の一部改正に伴います占用料等の改正でございます。こちらの詳細につきましては、第2条第4項中にあります100分の8を100分の10に改めるものであります。

続きまして、議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、こちらも消費税法等の一部改正に伴います、こちらは使用料等の改正でございます。詳細につきましては、別表第2の町営住宅駐車場使用料、こちらを2,160円から2,200円に改めるものであります。

続きまして、議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましても、先程と同様で、消費税法の改正に伴います使用料等の改正でございます。詳細につきましては、展示ホール等の使用料を改めるものであります。全ての詳細につきましては、先程お配りしました新旧対照表をご覧ください。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、議案第50号から1つずつ行います。

まず議案第50号について質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今50号の質疑なんですけど、関連がありますのでね。50、51、52、54の2%上げた金額、上がった額、それぞれ50号で幾ら、51号で幾ら、52号で幾ら、54号で幾ら、2%分の増額分は幾らになりますか、お尋ねをいたします。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員、1つずついいですか。50号についてということよろしいですか。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

一般公共海岸の占用料につきましては、現在、ここ数年来取っていませんので、対象となる金額は考えておりません。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず反対討論はありませんか。
堤議員。

○委員（堤理志委員）

私は、議案第50号に反対の立場で討論を行います。その理由につきましては、先程、議案第53号で述べた理由と同趣旨ですので、内容については省略をさせていただきます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。
次に反対討論はありませんか。
次に賛成討論はありませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。
（起立多数）
起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
続いて、議案第51号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
松林委員。

○委員（松林敏委員）

占用物件の項目を見ていると、電力会社と郵便局は理解できるんですけど、広告塔とか長与にはあるんでしょうか。あと、実際金額が幾らぐらいなのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

広告塔収入はあっておりません。0円です。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この条例全体として、占用料というのは幾らぐらい上がってるものなのか、業者と金額を教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

全体的な占用料の2%相当分というお話でいいですか。全体的な話をすると、電柱、電線等については消費税等は掛かっておりませんので、その分については上がり、一般の例えば道路に張り出して足場を組むなど、そういったときには消費税が掛かっておりますので、これを考えると2%相当となると数円から数十円程度ぐらいしか影響はないものと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2%上げたことによって幾ら増収がありますでしょうか。この条例に関わるもの全体。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

前年度と比べますと、先程の答弁のとおり、数円から数十円になろうかと思えます。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

条例の別表、第2条関係というのがありますが、この表の中は全て消費税が掛かりません。ただ掛からないんですが、この期間が1か月未満、例えば先程課長が申しましたとおり20日間、足場を組みますというときには、その分について消費税が掛かると。占用期間が1か月未満のところだけは消費税掛かりますので、それについては毎年度幾らかは消費税が入ってくるんですが、その分については毎年若干でございますので、先程答弁のとおりその2%の部分については何十円ぐらいの差額といいますか、収入増という形になろうかというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

確認なんです、2条関係の別表がありますが、新旧対照表で略としてしていますよね。だから、これにはもう掛からないと。ここに書いていっぱいありますよね。32条の第1種電柱以下ずっと、政令第7条第11号「トンネルの上又は高架の道路の路面下」とか、ずっとありますが、これにはほとんど消費税は掛からないという意味ですか。まず

は1つは。だから2条関係は略にしているんですか。どうでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

田中課長補佐。

○課長補佐（田中廣幸君）

お答えします。電柱等におきましては、ひと月単位とかではなく、継続して占用するということになりますので、それに関しては消費税は掛からないということになります。先程申しましたように、足場などそちらに関しては、建物の外壁塗装であるとか、補修であるとか、期間限定ということで、例えば工事期間がひと月未満になりますと、消費税が掛かってくるということになります。その足場につきましても、件数的には少ない件数でありますので、ほとんど消費税が掛かる案件はありません。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第51号について反対の立場で討論を行います。その反対の理由につきましては、議案第53号で述べた反対理由と同趣旨によりまして反対といたします。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

増収分についての2%分は幾らになっていますか。お尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

前年度比較で考えますと、3万3,600円の増額になろうかと考えております。

以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

町営住宅ということなので、町営住宅の家賃とかは消費税は上がらない。でも駐車場は上がるという、その辺の切り分けというのはどうなってるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

消費税法の中で家賃ですね、住宅の貸し借りについては消費税は掛からないというのがあります。住宅に付随する駐車場につきましては建物にくっついてる場合には掛かりません。ただし、別枠で確実に駐車場として1枠別の所にとるという場合には、駐車場の使用料という形で消費税が掛かると明記されております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第52号について反対の立場で討論を行います。反対の理由は議案第53号で述べましたので、内容については省略をいたします。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第54号の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

2%の増収額は幾らになっていますか。お尋ねします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

潮井崎交流館相当分につきましては、前年比180円と考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず反対討論ありませんか。

堤議員。

○委員（堤理志委員）

議案第54号に反対の立場で討論を行います。反対の理由については、議案第53号で述べたものと同趣旨でございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

次に賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時18分～10時28分）

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおそろいのおようですので、時間前ではありますけれども、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案の審査が終わりましたので、続いて、所管事務調査に移りたいと思います。中尾城公園スパイラルスライダーの現状と今後の取組について、メディア報道等で取り上げられたという経緯もありまして、委員の方から、町民の方からもどうなっているのかと

というような声があるということでありましたので、今回所管事務調査をお願いしたところです。この内容について、所管の方から説明をお願いいたします。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

書いてあるものを読み上げるという形で、御説明に代えさせていただきたいと思っております。中尾城公園のスパイラルスライダー、現状と今後の取組についてですが、まず中尾城公園の概要として、この公園自体が平成元年に「ふるさと創生事業」、1億円事業と呼ばれてるものです。これに伴うアイデア募集を行ったところ、要望が、どうしても中央地区に公園が欲しいという声が1番多くて計画され施工されております。そして平成6年9月オープンしました。中心部であることと長与駅前に位置して駐車場もあると。JR、車、両方から使えるという形で町内外からの多くの方に利用されております。今度はスパイラルスライダーの概要になります。このスライダー自体、中尾城公園こちらの造成を行う際に、町内外の多くの人との交流を図るために、赤いブリッジがあります。これがエアロブリッジという形であります。エアロブリッジとともに、何かシンボルとなる施設が出来ないか、こういったものを検討を行いまして、中尾城公園自体が、どうしても山間部を切り開いて造っているというところもありまして、自然で立体的な地形を利用しまして、平成6年のオープンのときからスパイラルスライダーとして稼働しております。現状につきましては、オープン以来、年約9,000人、多いときでは2万人を超える方の利用がありました。その中で利用時にどうしても怪我をされるという事案がずっと発生しておりました。その時々には2人乗りの禁止とか、年齢制限を行ったり、また、最終的には身長制限も行っております。こういった形で措置を行って対応はしてきました。しかしその後も、制限しても度々事故が起こりまして、この遊具自体の構造的な見直しを行う必要があるのではないかと判断して、平成27年7月に利用の休止を行っております。それから間がちょっと抜けている状態ですが、この間ずっと協議と現地調査とか、ずっと行っております。それを行いまして、今回、利用再開に向けて検討をずっと進めております。来年度、令和2年度に詳細設計、そして工法を検討して決定しまして、令和3年度からの工事になるよう今現在鋭意進めております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

説明が終わりました。

今から質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

お聞きします。せっかく立派に出来て、事故があつて残念ですけど、その事故の総件数ですね、それと賠償金を幾ら払ったのか、その金額。それと結局構造的な検討が必

要ということであるわけですが、設置業者のどこがしたか、ちょっと分かりませんが、構造的な欠陥があったかどうかの設置業者の責任がどうなのか。それと今後、改修することですのでその金額、分かればちょっとお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず、件数につきましては、記録が残ってる平成18年以降12件の事故が起こっております。お支払いをした保険金額につきましては、1件目から7件目までの関係書類が保存期限を超えておりますので、金額分かりませんが、8件目以降12件までの5件の分については453万610円、こちらが保険としてお出ししております。設置業者につきましては三菱重工が行っております。改修金額につきましては、まだ詳細は出ておりませんが、今の計画だと5,000万から6,000万程度掛かるのではないかと推測しております。これはまだ設計で、あと検討してみないとわかりませんが、金額は一応そういった形で上がっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

再度、設置業者が三菱重工で分かっているわけですね。だから、その構造的な問題があるように今見られているわけですね。だからそういう事故が発生しているのは事実ですね。だからその構造上、問題がなかったかどうかの責任としての、設置業者の構造上の安全性に欠けた設計であったかどうかなどの責任は問うたことがあるのか、話したことがあるのか、そこのところの経過をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まず遊具の基本的な安全性を問う指針というのが、このスライダーができたあとに後付けで出ております。それに鑑みると、確かに安全性に欠けている部分があるかと思えます。それにつきまして三菱重工にそれを問うたか問うてないかと言われますと、実質直接は問うておりません。なおかつ三菱重工の方がその専門部署というものがもう現在無くなっております。そのため協議がしにくい状態であります。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

三菱重工の方が現在その専門部門が無くなっているということなのですが、しかしスパイラルスライダーを設置した当初の構造上の問題というものがあったと思うので、その辺りは、その当時の設計者なども多分どこかいらっしやると思いますが、業者への賠償

責任とか、6,000万円掛かるんでしたら、その辺り何らかの交渉をするべきではなかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

平成6年9月にオープンをしております。その当時、当然工事をする前にスライダーの設計をしております。この当時の設計段階におきましては、遊具、こちらの方の指針、要は安全性、こういうのでいいよね、角度はこのくらい、幅がこのくらい、滑り台のですね、それについては当時の規定どおりということでございますので、当時の責任等は無かったということで考えております。先程、課長が重工の担当部署が無いということでございますが、当然三菱重工自体は当然現在もございますので、それについてはもし何かしら瑕疵があるということであれば、それについては十分そちらの方にお問い合わせをしたいと思いますんですが、先程申しましたとおり平成6年当時、要は基準等々については問題が無かったということで、町としては判断しているところでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その平成6年当時、設計段階ではミスは無かったと。しかし、実際言っても何件も事故が起きている。やはり何らかの形で瑕疵があったのではないかなというふうに判断せざるを得ないところがあると思うんですね。今から、もうその賠償といってもなかなか難しいのかなというふうに思いますが、そしたら、例えばその6,000万ぐらい掛かるとするならば、国からの助成金というのは考えられるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

瑕疵については置いといて、工事の方につきましては今現在、来年度、令和2年度調査設計及び工法の方を検討してまいります。こちらの方も含めまして社会資本整備総合交付金、こちらの方を利用したいというふうに考えております。現在、概算要求の方は行っておりますが、内示の方は当然まだ来ておりません。そちらの方を利用して、今後進めてまいりたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私もお伺いをしたいのが、スパイラルスライダーの怪我があったということで、随時対策を打たれているわけですが、例えば2人乗りの禁止、年齢制限、身

長制限等々を行ってきたということですが、もう少し詳細に、何年の何月頃にどういう対応をしたというのを、そこを知りたいのですが。いかがでしょうか。お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

事故が起きた経緯で、そういうふうに制限を掛けてきた時系列に分かるものが資料として欲しいということなんですけれども、いかがでしょうか。

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

委員御指摘の分につきましては、制限を何年にどういう形でしたか、例えば小学校何年未満はだめですよとか、そういうふうな形であれば、そちらの方は資料、表になるか、文書になるか、それについてはお示しをしたいというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。今の件については、答弁含めて、後日資料として提出していただくということでお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

実は同僚議員が一般質問でこの問題を取り上げたことがございましたときの控えを見ますと、平成18年にだーっと集中してるんですね。これが何か大きな要因があったのかどうか、この辺り何か掴んでらっしゃいますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

日名子部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。平成18年に6件発生をしております。平成18年2月から年としては6件発生をしておるところでございます。当然、皆さん、子どもが怪我をなさっているのが原因の方がなかなか分からなくて、大人ではなかなか怪我はしないんだけど、子どもで怪我をなさるところで、原因の方がなかなか見つけられなかったもんですから、それについては順次、安全対策を、スライダーの上の方に1人担当者を置いて、下の出口の方も担当者を置いて経過をしていたんですけども、どうしても怪我が多いということで、その後、対策の方をしてるんですが、こういった対策をしたのか今ちょっと手元に資料がございませんので、それについても、先程の資料提出の部分と併せて御回答をさせていただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

詳細については、先程の分と併せて資料の提出という形で回答いただけますでしょう

か。よろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

何度か塗装工事が行われてると思うんですけども、これが何年に1回塗装するものなのか。それが1回当たり幾らぐらい掛かったのかというところ。あと老朽化の心配がないのかというのをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

エアロブリッジにつきましては今回ちょっと調べてないんですが、記憶を辿ると、今まで2回ほど塗り直しを行ってるかと思ひます。ただ、そのタイミングにつきましては、検査をして、今のうち塗っていた方が長寿命化的にもいいよというタイミングで行っていたと考えております。金額については押さえておりません。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

老朽化についてお答えします。エアロブリッジについてなんですけど、昨年度、公園施設長寿命化計画の中で調査の方を行ひまして、エアロブリッジについては、健全度は十分取れてるということで報告の方は上がっております。以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

改修工事の見積もりを実施する計画をしてるということなんですけども、改修工事の中身ですよ、たぶん滑り台で変更ってことだと思うんですけど、その辺の設計は誰がされて責任を負うのかということと、あともう1つ、解体してしまったら幾らぐらい掛かるのかなというのをお聞かせください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

改良工事につきましては出口の変更とか、何パターンか考えております。設計自体は今後入札によって決まるかと思ひます。もちろんその入札業者に町が委託してするので、責任については長与町として設計の責任はあろうかと思ひます。そして解体費用ですね。こちらの方は正式な算出しておりませんが、聞くところによるとと言うと失礼ですけど、世間話程度ですが、やはりどうしても改修と同等ぐらいの費用が掛かるんじゃないかと考えております。1番メインなのがどうしても足場で、これを上まで組んでいくという

ことで、実質解体することより足場を組む、仮設を組むということの方が費用が掛かるということでお伺いしております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕も初めは滑ったんですが、始めの方は確かにこう緩やかでルンルン気分で、ちょっとしかし真ん中付近から急になるから、ちょっと緊張した気持ちもあるわけですけども。だから全面的に今から詳細なことをするというので、それこそ場所を変えてやるとか、あるいはそれこそ形を全てこう変えていくのか、ただ部分的なのか、どうしても事故が起きてるのが下の方じゃないかという気もするわけですけど、ちょっと勾配がきつい所を、それをちょっと緩やかにした勾配にしていくのか、何パターンかと言われましたけど、スリルのあるのは確かに子どもたちもキューと行くのがあるでしょうし、事故のことを考えればまたちょっと危ないし、どうしても踏ん張ったりなんかして足を痛めるんじゃないかという気もあるわけですけども。そういうのはどういう形で、どれを主体にして形を残していくのか、構造にするのか、難しいところでしょうけども、大体、今皆さん方としては、町としてはどういう喜ばれるスタイルにしたいのか、安全性だけですとちょっとスロープが緩くなるし、どうなんですかね、考え方としては基本的には。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まだ検討段階ではありますが、方法論としては、今議員おっしゃられましたとおり、本体自体を全て触るということはちょっと費用的に難しいので、例えば出口をカットしてもう少し緩やかというか、最後の急激に落ちる所を無くす。もしくはその最後の部分を緩やかに別の所に繋いでやるというこの2つの方法が今有力かなとは考えておりますが、まだここについては、今後検討材料の一つだと考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この事業は創生1億の、竹下総理が日本国中、行政体に1億円全部ばらまいた中での事業なんですね。長与町はこの中尾城公園のスパイラルスライダーを選んだんだけど、ほかの行政体で類似したような事業をやってる。創生じゃなくても、そういうふうな事業をやってる所があるのかどうか。それで、あったとすれば参考いろんな形で研修とか行かれたのか、研究をされたのか、それについてあれば教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

私も、テレビ、インターネット等の情報で今のところはお話させていただきたいと思いますが、類似施設としては当時はスライダーとか滑り台、こういったものは流行っていたものと考えております。現在やっているかどうかという部分につきましても、もちろん休止してる所、何か魅力がないとどうしても、ただ滑り台造っただけじゃだめと、長い方が良いとか、急な方が良いとか、それぞれの自治体で考えられまして、されているものと考えております。現在、休止してる所もあれば、今でも使ってる所はあろうかと思えます。実際現地視察、こういった所を確認に行ってるのかという部分については、まだ現状足を運んでおりません。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、中尾城公園スパイラルスライダーの現状と今後の取組についての所管事務調査を終了したいと思います。なお先程、後日資料をとということで、資料の提出をお願いしてるところがございますので、所管につきましては、申し訳ありませんが用意をしていただいて配布していただくということでお願いしたいと思います。以上で終わります。

中尾城公園スパイラルスライダーの現状と今後の取組については、休会中の継続審査ということでさせていただきたいと思えます。

御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

それでは、11時5分まで休憩をいたします。

（休憩 10時57分～11時06分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。本日2つ目の所管事務調査、口腔ケアと健康づくりについて、所管事務調査を行いたいと思えます。説明をお願いいたします。

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

皆さん、こんにちは。それでは今日の所管事務調査、口腔ケアと健康づくりにつきまして、まず最初に私どもの住民福祉部こども政策課より、資料に基づきますけれども、まず最初に乳幼児期に実施しております口腔ケアにつきまして御説明をいたします。各種歯科保健事業を行っておりますけれども、詳しくは担当課長より説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それではこども政策課より、乳幼児期の口腔ケアについて御説明をいたします。1ページをお開きください。乳幼児期に実施をしております歯科保健事業は、お誕生相談、1歳9か月児健診、3歳児健診、フッ素塗布事業の大きく4つの事業となっております。1歳児を対象としましたお誕生相談では、歯科衛生士の講話をはじめ、口腔内のチェック、ブラッシング指導を行い、歯育てノートとフッ素入りジェルと歯ブラシを無償配付しております。1歳9か月児健診では、歯科検診、ブラッシング指導と希望者のみフッ素塗布を行い、フッ素ジェルの試供品を配布をしております。3歳児健診では歯科検診、染め出しとブラッシング指導を行い、歯ブラシとフッ素ジェルの試供品を配布をしております。フッ素塗布事業では、1歳3か月、2歳3か月、2歳9か月のお子さんを対象にフッ素塗布をはじめ、初回参加の方には歯科医師の講話、希望者には個別相談を行い、今年度からは初回参加の方に歯ブラシを配布をしております。次に5ページをお開きください。1.6歳児、3歳児におけるう蝕の状況の推移を示しております。1.6歳児とありますが、本町では1.9歳で健診を行っております。①の1.6歳児におけるう蝕有病者数を見ますと、平成19年は近隣や全国平均よりも高い数値となっておりますが、お誕生相談での歯科保健指導をはじめ、平成22年から始めましたフッ素塗布事業が功を奏し、23年からは全国水準並みで推移をしております。同じく②3歳児におけるう蝕有病者数率も同様に平成23年から全国平均を下回った状況で推移をしております。1人当たりのう歯本数につきましても同様の傾向にあります。

母子保健事業に関しては以上です。

○委員長（中村美穂委員）

辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

続きまして、成人、老人等の部分につきましては、健康保険部所管となりますので、それぞれ担当課より説明をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは平成30年度成人老人歯科保健事業報告及び31年度計画についてということで説明をさせていただきます。2ページ目をお開きください。この表に載せてますのは30年度の実績と31年度の計画になっております。まず最初に事業ですけども、健康づくり推進の学習会といいまして、健康をテーマにボランティア活動をしてる団体になります。そこに年1回、講話をしております。同じく、食生活改善推進員も食をテーマにしたボランティア活動グループになります。そこにつきましても歯科衛生士による講話をしております。同じく健康ながよ21推進専門員学習会においても歯科衛生士による口腔の講話をいただいております。何故この3協議会に口腔の講話をしていた

だくかと言いますと、そのあとの3協議会の委員それぞれが地域に戻ったり、あと小学校に行ったりして、口腔の活動をしておりますので、技術を上げるという部分におきましても、毎回講話をしていただいているような状況です。

次に歯周疾患検診ですけれども、30年度までは対象者を40歳50歳60歳70歳というふうにしておりました。この方につきましては個別通知をしてPRを図っております。でも、受診者の方は135名ということで、パーセントに直すと6%ぐらいということで非常に低い状況にあります。次に健康相談です。ここにつきましては健康まつり、年に1回ですけれども、歯科衛生士による個別相談、あとクイズ等を実施しております。次に健康教育です。長与町手話サークル、高田中学校歯科健康教育ということで、高田中学校の方でも講話と及び実技を実施しております。来年度は、妊婦及び30歳の方も追加して、歯周病疾患の方の検診を実施していきたいというふうに考えております。

それでは引き続きまして、3ページ目をお開きください。長与町フッ化物洗口事業ということで載せております。町内の保育所、幼稚園、小学校での実施状況を載せております。もうほぼ100%に近い状況になっております。実績は表のとおりとなっております。次に4ページ目をお開きください。先程お話をしました健康ながよ21推進専門員と、r役場職員、そして歯科衛生士が協力をし合って、町内の各小学校に出向いて染め出しも含めてのブラッシング指導等を行っております。30年の実績はここに書いてあるとおりです。31年度もそのまま実施予定にしております。次に7ページをお開きください。健康ながよ21健康増進計画についてということで、その中間評価を載せております。平成24年の歯の本数、29年度の歯の本数ということで、高齢期、壮年期と分けて載せております。ここで注目していただきたいのが、少しではありますけれども、それぞれ平成29年の方が歯の本数が多いという状況で改善の方が見られております。下の表が過去1年間に歯科検診を受診した者の割合ということで、青年期の方は平成29年度の方が少し下がっております。壮年期は余り変化がなくて、高齢期におきましては上昇しているというような状況になっております。次のページがKDBの帳票から出した健診医療介護データから見る地域の健康課題ということで歯科総医療費ですね。歯科の総医療費というのは、虫歯、そして歯周疾患その他歯に関する全てのことを含めた医療費の推移になっております。この表から見ると平成27年は若干高いですけれども28、29、30というのは大体横這いという状況になっております。国保加入者の状況は、やっぱり65歳以上の方が多いという状況になりますので、その辺を加味すると歯周病疾患とか、虫歯よりもそちらの方が疾患としては多い状況になっております。健康保険課からの説明は以上です。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

続きまして、介護保険課より30年度実績と31年度計画について御説明いたします。

2ページの方をお開きください。2ページの左に事業名が書いてありますが、その下から2番目、健康教育の介護保険課実施分について御説明いたします。介護保険課の方では、対象者としましては、5つの枠組みで健康教育をしておりますが、上から4つ目までが「いきいきサロン」といいまして、町内で住民のボランティアによって開催されているサロンになります。町内19か所ありますが、30年度は4か所のサロンに健康教育をいたしました。そのほか、長与時津シルバー人材センターの方に2日間実施をしております。内容としましては、お口の健康についてということの講話と、あとブラッシング指導などの実技を行っております。こちらの方は歯科衛生士に担当していただいております。平成30年度は実績としまして48名の方に受講いただきました。31年度につきましては、引き続き希望する団体に健康教育を実施してまいります。「いきいきサロン」の方は、平成30年度の19か所から31年度は21か所に増加しております。そのほか歯科の取組としまして、介護保険課所管では自立支援型の地域ケア会議というのを月に1回実施しております。こちらの方は介護支援サービスを受けている住民の方、毎回3事例につきまして担当のケアマネージャー、そしてサービス事業所の方より、その方の状況の説明を行ってまいります。その後5人の専門職からアドバイスを受け、自立に向けた生活改善に繋げていただくというものですが、この5人の専門職の中に歯科衛生士に入っている状況です。現在は、個人の地域ケア会議というふうに行っておりますが、こういった自立支援型の地域ケア会議を行っていく中で、やはり介護サービスを受ける住民の中で、口腔内の問題を抱える方が多いということが浮き彫りとなってきております。引き続き、今年度も月に1回、毎回3事例ほどの自立支援型の地域ケア会議を実施しております。

最後の町内歯科医師会と町業務に関する協議会につきましては、健康保健課所管ですが続けて説明させていただきます。こちらは口腔衛生に関係する課と町内歯科医院ということで年に1回開催しております。内容としましては、当年度の実績と次年度の計画、そして意見交換を行っております。平成30年度は、町職員が10名、そして歯科医師が15名、参加をしていただいております。こちらの方は、また今年度も実施予定となっております。以上で介護保険課より説明を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

口腔ケアと健康づくりについて本町の取組について説明が終わりました。

今から質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一般質問で言いましたけど、新潟県が条例を作って、取り組んでいろんな医療費の削減に向かったというのが出てくるわけですけども。本町で、こういうことによって、先程ちょっと本数なんかも出てはきてましたが何か数字的に、こういう取組によって成果が

出てますと何かそういうのが出てれば、何か言ってもらえればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

昨年度、先程話しました歯科の協議会をした際に、死亡の順位とかも一緒に先生方にもお示しをしたんですが、その際、肺炎による死亡者というのがやっぱり減ってる状況なんですね。歯科の先生方からは、やはり口腔ケアとか介護も含めてしてるのがこういう数字に結びついたんじゃないだろうかというお話等もいただいております。ただ、先程の7ページの部分で、高齢期の検診の受診結果は上がっておりますが、その数として、はっきり出てないという部分はありますので、その辺うちの今後の課題になってくるんじゃないかなと思っておりますので、今後研究をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

7ページの歯の本数が出てるわけですけど、これ毎年、25本以上というのが29年は20%、これはどちらになるのかな、20の方に近いように30から20に少なくなってるわけですけども、どういう対象の、何人を対象にしてこれはしたのか、何かそういう基が何かあるんですかね。よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

これは、町内2,000人にアンケートを出しております。ちょっと中間評価のまとめをここにちょっとお持ちしてないので、高齢者の方に何人というn数の部分のはっきりちょっと今言えないので、あとでお知らせをしたいと思います。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

こういう健康についてとか、いろんなデータ出す場合に何千人を10年間調査したとかよく出てくるわけですね。久山町か何かいろんな所やってますけども。こういう場合は同じ人をずっと、吉岡は吉岡をするのか、毎年違うのか。データの取り方っていうのはどういう形で、同じように10年間やってるとかね、そういうのが結構あるわけですけども、どういう取り方でデータが出てくるのか、そこのところお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

データの取り方は5年に1回、毎回違う人を取っております。その年代に当てはまる人数ということで取っております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林議員。

○委員（松林敏委員）

1ページのお誕生日相談が、参加者が61.4%。1か月、1歳9か月は97.7%。何か参加者の比率が極端に離れていてばらばらだと思うんですけども、フッ素塗布事業平均して50%前後だとか言って、3歳児健診は94%と。参加者のパーセントがこんなかけ離れてるのは何ででしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

母子保健法の中で歯科検診をなさいと定められておりますのが、1歳9か月健診と3歳児健診になっております。お誕生相談にしましてもフッ素塗布事業にしましても、個別通知で御案内は差し上げているんですけども、この1歳9か月と3歳児は必ず受けていただくという形をお願いをしております。お誕生相談とフッ素塗布事業につきましては、個別に全員に対象者の方には御案内はいたしておりますけれども、希望の方が来られるという形になっております。最近傾向として、0歳児から保育所等に預けるお母様方が増えておまして、なかなかお仕事を休んでまでは、その自主事業の方までは参加の方がなかなか見込めないという状況になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

フッ素塗布事業なんですけれども、乳幼児がするフッ素、そしてまた学童がするフッ素というのは、成分的にそれぞれ違うということを知ったんですが、その辺りどういふふうになってるのかっていうことと、それから学童が今100%というところで何らか問題は起きてないのか、保護者からの相談とかはないのか、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

フッ素塗布事業につきましては、フッ素を薄めたものを直接歯に塗るような形になっております。小学校、保育園でやってるフッ化物洗口というのは、薄めたものをうがいという形で、そこの違いがございます。フッ素塗布は歯に直接塗るもの、フッ化物洗口はフッ素を薄めたものでうがいをするという形になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それぞれ幼児と児童は濃度が違うということが差があります。あと、保護者からの苦情というのは直接健康保険課には届いてない状況です。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。そしたら成分的には同じだけど、塗布の仕方が、使用の仕方が全然違うというようなことで理解してよろしいんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

詳しいパーセンテージまでは覚えてないですけども、子どもの対象年齢によって濃度が違います。同じ濃度ではございません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

健康ながよ21のブラッシング指導の小学校に対する回数が、それぞれ1回だったり4回だったり2回だったりと違うんですが、この辺りは保護者からの要望でされてるんですかね。回数が違うのは。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

回数についてはクラスと一緒にになります。1組に1回、2組に1回というような考え方になります。それと対象の学年をどうするかっていう部分につきましては、養護の先生と話し合いをしまして、保護者の方がうちのクラスについていうわけではありません。主に3、4年生を中心にしてるんですけども、歯の生えかわりっていうところで、どこが効果があるかっていう学年に実施をしているような状況になっております。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

3ページの保育園や幼稚園のフッ素を塗るやつなんですけども、これ保育園は5歳児ですね、4歳5歳児っていう所もあると思うんですけど、これをもっと年齢を引き下げたらどうかというところと、歯医者だけじゃなくて口腔外科っていうのがありますよね、そういった所との話とかは出てこないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まずフッ化物洗口の対象年齢ですけれども、フッ化物洗口の方はペッと吐き出すっていうのができないと実施ができません。ですから、そういうのを考えて4歳5歳というふうに年齢を設定しております。口腔外科との連携につきましては、特には行っていない状況です。以上です。

○委員長（中村美穂委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

口腔ケア、今度、僕らも6月の第4日曜日にやるわけですが、先生が来ていただいてね。どうしても誰でも歯とか何でも健康に皆さん関心持ってね、歯医者に行ったりしてるのも分かるわけで、しかしまた、そういうことで改めていろんな話を聞くということも大事じゃないかということで、やるわけですが、どうしても、歯医者に行ってるからよかばいという考えになりがちなるわけですね。しかしまた改めてどうしても治療の場合はそこだけで終わるから、いろんな相談事とか話がしにくくて、はい終わりました、で次に交代して次の患者さんが座るから、なかなか話できないわけですが、そうやって出前講座みたいにやっていけばね、ちょっと、話ができるかなということも考えてあるわけですが、実際、これを見て、どうしても下から2段目のところの、こういうのが、ある程度、地域でやるサロンとかあるいは自治会とか老人会とかがその場所ではないかと思うわけですが、これ30年度を見ると、実際、そういう地域でやったのが5、6か所ぐらいで、やっぱりこういうのがこれから大事じゃないかっていう、ずっとこう地域と一緒にやってやるのがね、それがだから、新潟県でもいろんな形で成果が出ているということがあってるわけですが、今後そういうことが、今まであったと思うけども確かに県も何かやってるように思っております。しかし、また今後改めて、また、そういうのをどういう形で呼びかけていこうとしているのか。学校なんかを常にやってるでしょうけど、やっぱりもう大人になってくると、どうしても手薄になるから、そういうのをこれからまた取り組んでもらいたいと思うし、またどういう形で呼びかけていくのか、ちょっとそういうところを再度お願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

高齢者の歯科の教育ですね。全てのサロンに呼びかけてはいるんですが、やはり私たちもやっぱり口腔の健康づくりの大切さっていうのを、さらにPRしていくべきかなと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

吉岡委員の関連なんですけれども、例えば、その口腔ケアで高齢者の、例えば寝たきり高齢者の在宅ケアでブラッシングケアをすとか、例えば施設の寝たきりの方たちのそういったブラッシング、そういった自治体もあると聞いたことがあるんですが、そういったところでまた新しい取組として、していくべきではないかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

そうですね。寝たきりなどということですが、私たちも介護の現場の方をいろいろ聞きする中で、やはり認知症の方、そして寝たきりの方、介護保険サービスを受ける方の口腔内の状況が非常に悪いというのを感じております。そんな中、やはり在宅での歯科診療を行っている所というのが、数は把握していないんですが、町内の先生方も取り組んでいただいている状況があります。それから介護保険課所管になりますが、在宅医療介護連携推進協議会というのがありまして、歯科の先生にも御協力をいただき、本当に医療と介護の連携を進める中でどういったことをしていくかということで、例えば、地域住民の勉強会をしようであったりとか、医療と介護の専門職が連携をとれるような研修会をしようとか、あと連携シートを作ろうとかいうような取組をしております。そういった取組の中から、まだ歯科に特化したところっていうのは現在は出ていないんですが、どういった問題が上がるか、問題が上がった時点でどういった取組をしようかということが、これから始まっていくのかと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

口腔ケアと健康づくり本町の取組については、今、説明質疑等がございましたけれども、この口腔ケアと健康づくりについては閉会中の継続審査にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは閉会中の継続調査ということにさせていただきたいと思います。

これで、本日の所管事務調査は終了いたします。

これで、本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

（閉会 12時01分）